

消費税法・地方税法の改正に伴う消費税率の取り扱いについて

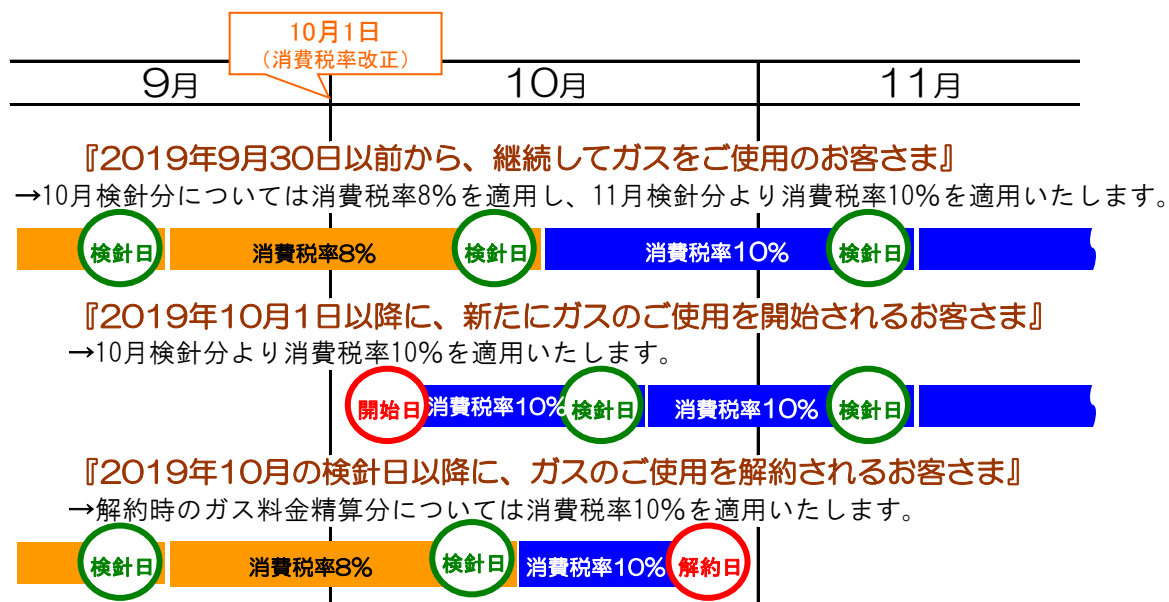
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税法・地方税法の改正による、お客さまのガス料金等にかかる消費税率の取り扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

1. ガス料金について ＝税抜価格に変更はございません＝

ガス料金につきましては、使用量のお知らせ（検針票）をご確認ください。

- ① 2019年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいているお客さま
→ 10月中の検針分まで消費税率8%の料金を適用し、それ以降に発生するガス料金より消費税率10%を適用いたします。
- ② 2019年10月1日以降にガスのご使用を開始されたお客さま
→ 10月検針分（場合により11月検針分）より消費税率10%を適用いたします。



2. ガス機器代金・工事代金について

2019年10月1日以降の引渡しについては、消費税率10%を適用いたします。

3. 火災警報器等リース料金について ＝税抜価格に変更はございません＝

《 適用消費税率 》

| 契約時期 | 請求対象 | |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|
| | 2019年9月30日までのリース料金 | 2019年10月1日以降のリース料金 |
| 2019年3月31日までにご契約された場合（※） | 8% | 8% |
| 2019年4月1日～2019年9月30日にご契約された場合 | 8% | 10% |
| 2019年10月1日以降にご契約された場合 | --- | 10% |

※2019年3月31日までにご契約のお客さまは、法令の経過措置により、2019年10月1日以降も消費税率8%が適用されます。

契約満了後再契約される場合は、その時点での税法の取り扱いにより適切な消費税率を適用いたします。

【窓 口】

〒026-0031 釜石市鈴子町147-5

 **釜石ガス株式会社**

TEL 0193-22-3535

FAX 0193-22-3542